

山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県立高等学校のうち、全日制の課程で入学定員40名の学校(以下「小規模校」という。)の推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 小規模校のうち、学校と地域との連携が確立している学校(分校を含む。)をいう。
- (2) 志願者 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。

第2章 県外志願者の受入れ

(県外志願者受入れの届出)

第3条 校長は、入学者選抜において県外志願者の受入れを実施する場合、別に定める期日まで山形県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出なければならない。

- 2 推薦入学者選抜において県外志願者の受入れを実施する場合は、同時に県内志願者も募集しなければならない。

(推薦選抜における募集人員)

第4条 推薦入学者選抜における募集人員は、県外志願者の受入れを実施しない学校においては、入学定員40名の30%以内で定めることとする。県外志願者の受入れを実施する学校においては、定員の50%以内で定めることとする。

(県外志願者の募集人員)

第5条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数を原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は、推薦入学者選抜においては8名程度まで、一般入学者選抜においては2名までとし、学校が、学校所在の自治体等の意向を確認しながら、地域の実情に応じて適切に定めることとする。
- (2) 一般入学者選抜に限り、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

第3章 補則

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、小規模校における県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。